

聯邦商律
利之之篇
全

特39
36

壹本

館書圖京東	
函三一	門新
架五	部一一
號〇九八四	類

035464-001-3

特39-36

連邦商律

抵·巴留孫/著

M6-7

BBO-0664



聯邦抵巴留孫原著
日本藤田九二譯述

聯邦
西律
利是之篇
全

明治三十四年十月
淡山樓藏



藤田



海舟勝光生之題

小豆田里其地之面



小豆田里

小豆田里



小豆田里

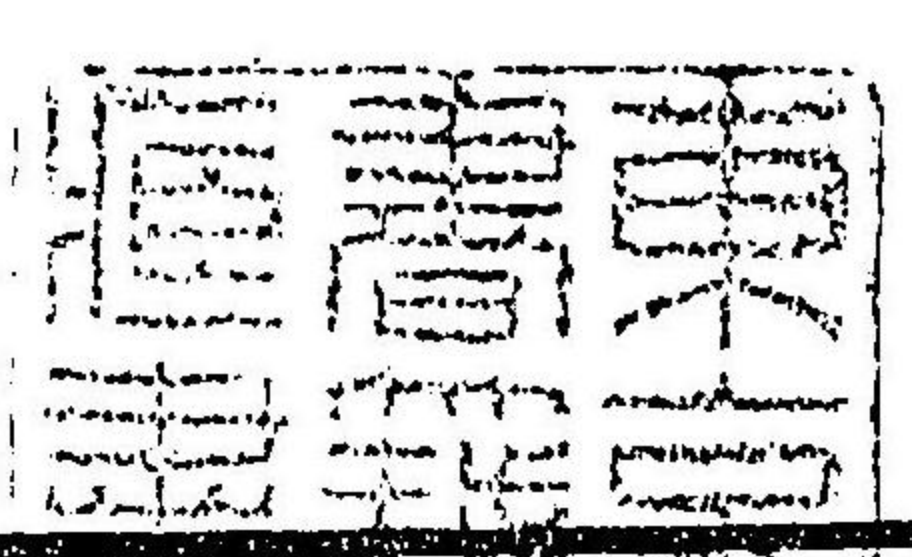


卷五

聯 南律利足此篇序

富者夫乃恩賜也。貧者人の因果。天は恩賜以て人の因果
 以て救ふ。大は道人の法。たゞもや金錢の融通。乃を以て富者たる之
 と貧しむ。其利足以得以。益其富を致し。貧者ハ其利足を
 之れを借る。其利益を得以。大は其貧以救ふ。借主は貧

主は仰ぎて貸主を借主と待て。後人間融通の方立。一國乃大は振ふ
 故に一國人民。此道理を解し。借主は其相
 利足は出さる。貸主は其分毫の利益は貸主
 貸主は其利益は貸主は借主の分毫の利益を得る。處は利
 益分毫も得る所。不き。借主は因果を終へ。盡はし。借主は返さる。



聯 南律利足此篇序

序一

小至る借多返さるる人乃本心非ずれども覆盆此法律あをて
 所謂千兩の償と細笠三箇をねど貸主の貸して復さるるや同一と
 遂小天此恩賜と失ふ人故一海外諸洲も多開化もは國々を其
 政府もて利息此法律以制定り方今我邦も多銀行及び貸附乃諸
 會社乃多を貸借乃法方大盛隆なり然も亦も利息の割合甚不
 平均也一且不通理あり一年小二割一月十五円毎 或十五錢の利息
 三割一月十円毎 十五錢乃利息 或四割乃至六割一月五円毎 或七割
一月二円五十錢毎 乃利息 或一月一割 二十五錢乃利息 或一月一割
 故も亦も此を隠し心あり借主の亦敢て之を論じざるの意あり
 夫尋常此商人の手に唾一面は汗もねど此を得る所の利息六一ケ

年僅り六割也と然るに縮帛の衣を服卧褥乃上り坐ちる
 天此恩賜也他人も貸し一年六割乃利息以貪るも靦然も一
 恥なる風習の流弊然りも亦も風習此流弊もねど亦も此
 一ヶ月の季第三十日或三十日より金錢以借る小其月を僅小一日半日
 亦ねども此一ヶ月分の利息を拂ふも有る可く人の因果と
 救もんとする一日小一ヶ月分此利息は出とも依然や一と敢て論じん
 況也利息の貴賤も亦も父母乃負財を其子に遺し公波の
 飢渴も亦も孫小讓を深誠に因果ありは亦も亦も貸主此
 言ふ利息乃尚否貴賤と論ぜば富者此貸主はと如何せん
 貧者乃借主はと如何せん如も亦も云つて嗚乎人民風習此流弊實り

あつたに至る今日に政府はこれ關係をもたずして或は得んや大に道
 固より背くをなすべし人の法終り度るべしと人問融通の方
 一國に最も重きを可き者たる余今合衆國人としてひびききける
 北ん氏の商律書とて利足は篇は譯ししを世に公布し以て書ハ
 原と耶換紀元千八百六十九年 我明治の官許刊行し屬し香廿日
 取捨を法所あるん譯文は迂拙と謬失しあるは救ふ
 其罪を辞せむ

明治六年十一月十日於東京寓居

譯者識

目録

利足の篇

第一節 利足ハ如何なる者ぞや 何時之に拂ふべ

きぞや

第二節 損失の危険加勢したる利益は見込んぞ利

足はかき事

第三節 證券は賣買

第四節 合利と金とを利足とふりたる二重の利足

附

合衆國高利法律の抜翠

目錄終

邦聯商律

志摩 藤田九二 譯述

利足の篇

第一節 利足を如何する者をや而して何時あれを拂ふ

をきぞ哉

利足とは金銭を使用ふために出せる拂金と云ふ義あり世
上最も開化たる諸國にてハ利足の法律を立く其の拂金を
次第に乃ち金銭を使用ふためハ幾許の金銭を拂ふても
よろしきとやと云ふ事とバ利足の法律にて布告するあり
此法律より公に定められたる利足は定利と名く定利より

も多分は利足は拂ひ又拂ふんと定約を爲すと云れを此多
分なる利足は高利と名く

利足を拂ふべき所以は二ツの道理ありて孰かの基となるもの

あり乃ち其一ツは最初となる商議に従ひてこれを拂

ふべし其の二ツは期限の未だ至らざる金銭を控へ止めを返却さ

ぶるの償金として之を拂ふべし抑期限の未だ至らざる金銭を

控へ止めを返却せられべき借主とて返却延引の旨ひを

定利を拂ふんと定約したる者と見做すべしと云ふ方今確

定なりたる規則と思ふべきあり而して世上商賣の風習并に

商人は間に行われたる通例の所置は其の大義よりして大

威勢を得たり

此れ故よりよりよく國々の主張せし説に云ふ甲某以前より

乙某の過日賣却たる品物又と製造たる品物より利足は

あけるものとて乙某は平世の風習ありと兼知りて乙某は

品物を買へて乙某を自然已の賣却たる品物より利足と云ひ

るに紙許されしものありと云

概め之を言はんは法律上より利足は加へるものと紙許さ

るものハ乃ち既に役所の裁判を受て拂ふべき借金の利

足は其の裁判申渡は時より拂ふべしと揚げらる勘定の利

足もその勘定の時より拂ふべし賣却れたる什物の利足も

賣主は家風より掛賣せざれば其の賣渡の時より拂ふべし若掛賣せざる其の掛賣の期限終る時より拂ふべし借料の利足はあつては拂ふべき期限の来る時より拂ふべし但し金銭の外品物よりて拂ふべき借料の利足も同様たるべし或人乃為し拂ふざる金銭又する或人より貸たる金銭の利足も其の拂ふたる時より又も其の貸する時より拂ふべし大凡利足も金額の不慥ふし相方一致せざれば償金取名分として取立金たるは又悪虐に據りたる訴訟をありても取立づきよありむ然れども假令ひふの二ツは名義より利足を取らざるは許されども審判人より時宜ふり

償金として利足を取らざるを許すも自由なり
 期限の来るに於て金銭よりて即今直よあるは拂ふべきものよりざるものありては箇様なる金銭めざる即今直よこれを拂ふべきものとするも其の利足を拂ふに及ばず譬へも一つの證券のありあつて所持する人の希望に任せ何時も引替へ拂ふべきものあれば其の希望の生ずる時より利足を拂はざるなり然れども證券も引替の期限あるものありて其の期限よあるは引替へ拂はんといふものなり其の希望の生ずる家と生ぜざるるとは拘らざる期限の時より利足を拂ふべきなり

定利を制定め高利を制禁するの法律を甚ぐ不同よして合衆諸國もくも各々異へり昔時高利ハ犯罪の甚ぐしたるのみならず其の貸附の全金額をを過代とて政府へ役入たり然れども今時に至りては其の法律甚ぐ寛裕なり金錢も亦と一ツの商品めりて其の價直も市場もく自然高低まざるものありと云ふ論も實に確乎あり説あり合衆諸國もくハ屢々高利の法律を變革し現今ハ貸主借主等金錢を取扱ふも利足の貴賤もも拘りて淡定約まると依得るも至れり然れども定約をなまざるるとは是非とも法律上よく定利ハ何物ありと論ぜん大抵今日高利の過代ハ其の貸附の全金額

より甚ぐ僅小なり合衆諸國高利の法律ハ委しく附録に載たり
 貸借商議の高利たるを知らんとまざるハ他も何ぞ金錢を使用せざる又ハ期限の来りたる借金の返済延引せざるためよ定利より多分よ利足を拂ひ又も拂はんとして定約まるとは是バ此商議の高利たるを知ると不足たるあり然れどもあくよ一ツの情實あり貸主の所志もと高利を証るよはらざれば其の定利より多分よ利足を取るとく一隨は高利とならざるべし貸主誤りて算用を違へ多分よ利足を取らざると何りかざる時其の謬失と正し其の過分を減きそ

の定利を取らざる名分ありたりとて又とあるは一人ありと
自ら高利強誣る商議と為すは通義ありと以為ひ又と
法律とくも高利を取らざるは許さざる道理ありと以為ひ
て高利を取らんと商議するは法律強違謬へるものありか
る貸主も高利を貪るの法律に服するもわれを救ふに詮
方あり

法律と違謬へると實事と違謬へるとは法律上より甚が區
別せらるるものとよく注目せざるは凡そ實事を違謬へると
其の人より害を蒙らざるは法律を違謬へると至るる
は他人何ぞ害を蒙らざるはとていふん哉其の故は人たるも

の事皆ふ必ぶ此法律強知らん假令ひあるは強知らざるもの
ありとも其の法律を知らざる故を以て之を救ふはましく
危害を生むればあり

高利の法律より隨分議論されたるは利足表の日數あり一
年と三百六十日と極めざる算用せる利足表を用ひる利足強
取るは高利ありといひ又と高利よりとて云ふありたり
く國よりては高利ありと云ふ説強主張しまさちうせりと國
并よその他の諸國よりては高利よりとて云ふ説と主張せ
り我等の考より高利よりとて云ふ説を取らん
借主その借金を拂ふは猶預強乞ひ其の猶預のありと定利

紙拂ひ其上貸主の先方へ拂ふべき利足をも拂ふると高利
ある契約とならざるべしとあるは誠如斯くして二重の利足
と取るの高利の違ひありければとあるは一隨の決定する
ものと能ぬものなりとせられし相違せる證據紙以て高利の
らげると紙辨駁してよたなり

國法は高利の契約ハ全く無益ありと云ふものと何れは
契約の一旦無益となりたる以後常はその功能をなす
至るものと不能とを故に證券の取扱も其初高利ありば法律
上りて無益ありとあるものと故假令ひ罪もあらば裏書名當人
ハ巴の手よあれと所持されどもその證券ハ確實あるもの

よゆれば然し國法より高利たる所以紙以てその契約を無
益とあるものとされれば其の契約ハ實は確實あるものと高
利ある取扱の證券も貸主おれ紙替の借主に渡りたる之
新し其元金並に定利を拂ふと定約さればその契約
も確實あるものとす

高利たる紙以て讀れたる古證券と新し書替るともその
新證券ハ古證券と同様無益とあるもの高利ある取扱
の古證券を新證券の部に入れざる時とを又とすその新證
券紙他人に譲り與へるよとの他人全く元来の高利ある取
扱紙知らざるものとすとも其の新證券ハ確實あるものあり

而その借主ハ其の高利ある借金出訴せしむるとその裁判
 ようて其の全金額を取立らんとせしむる借主ハ其の貸附の
 高利たるを以て己の利益となさんとすも最早遅延せし
 高利ある借金は堅固なるたゞ土地或ハ什物を質物として取
 然る後其の取扱の高利たるものと知らざる人ハ此質物
 譲り與ふるものと知りかくる質入ははははと假令ひよとの
 委細知らば譲り受たる者とも其の高利と守護
 まるよと得ざるものと其の質物ヲ押へ取るの通義と失ふ
 高利を貪れる貸主ハその高利あるよと隠匿せよ種々の
 偽計と巧めり故に此罪科と發見しその法律ハ當るハ法律

上よて甚が困難きよとありさて通例その偽計の方法と云
 ふの金錢を貸す人ハ貴き價直よく什物とを強き借主よ賣
 附け其の借主ハ借受たる金錢の禮金として什物の貴き價
 直を餘義なく貸主よ拂ふよとあり英國よて利息と前収
 一と證券と貸すよ定利と取るハ唯名のよふよ定利の外よ
 什物の貴き價直と取るよと通例ふよ罪科の申状と見
 れバ判然たりかくる偽計よははは役所ハ議定せよと
 その取扱の情實如何あるよと究むるよめり能く之と究む
 れバかくる偽計ハ自然曖昧ある者ふよて事の道理よ違背
 せりせり人たる者金錢と借りんとする程あるよ什物の價

直法外より貴まことを知りまがうとよく之を買ふの道理は
 らん哉審判人もよく此等の疑条を決定し貸主借主相方
 の證據よりりり相方の所志誠より如何あるや或決定するも
 其職掌あり其の貸主の所志誠より高利ありきも拂はんと言ふ
 借主より金錢を貸すことと高利ありと云ふべし
 んきひいりると云ふ司訟官の曰へるは金錢の貸附も眞の
 道の存る者多れば人乃狡猾の如何のらうとも國法の所置
 と免るるあと出来ぬものありとぞ此豪傑なる司訟官の意
 より貸附の取扱の高利たることを知りし確乎あり證據より
 如何様の申訳ありとも法律より用捨せざるなりと以為

るなれを其の云へる詞の信實のあり然とぞ人の才
 智ハ誠より驚くべきものより種々の偽計を考へ出し法律も之
 と発見せんと能ぬと取扱の高利よりばらんと云ふ確乎
 ある証拠の結局は如何の一般の規則あり乃ち借主の自ら
 好むその什物を買取ると或顯然とせし貸主の定價より
 分毫も其の品物より少くせよと或證據左まべし
 一人のりり資本を借るは市場價直より貴く且又其の資本を
 賣却するは賃入などより用ゆるため其の利足を拂ふとたは其の
 取扱高利ありと云ふべし
 今又一人のりり他人より其の資本を貸し貸主自身その資本

の損償はんと借主よ云ひ含め利足の外よその資本より
 得たる利益を分取りたるも高利ある取扱あり何れあり然
 れども借主ハ資本の損と償はん借主よ云ひ含めざらば
 その利益を分取るも高利ある取扱あり其のゆゑも借主の
 方よ定利より多分よ利足を取との通義ありれをとり故よ
 貸主ハ貸渡の初よ之を商議されハ利益より利足よりも
 勝手よ取るも然れども最初よ商議せ給一後日よ
 至りに勝手よ之取撰と取るの通義あり
 契約の二箇よ見へるとその實も一箇ある者ありた一人を
 人ありて金千圓を借りその定利を拂えんと定約せし
 証文

と貸主よ入れ且金額若干の証文を入り又若干の金額
 を拂えんと定約せよ其の取扱も二箇の契約ありれどもその
 實も一箇の契約ありそれ故あり等の取扱も高利ある契約
 あり
 さて借主をよと定利の外よ利足を拂えよと約束とな
 くりて公然ある貸附の様ありれども實ハ高利の契約ありも
 其ありありありハ借主ハそれ元利金を拂ひ一時事の調ひたり
 故以て借主よ進物と贈るとも利足の外よ金銭を貸主よ
 拂ふことありあり此進物あり故以て一隨よ高利ありと
 ども借主既よ元利金を拂ひ一後已の氣隨よ進物

或贈るハあれ或高利なりとせんとしつゞけける折柄審判人
此疑条と云ふハ他よりいづゞ如此餘計に金錢或貸主に渡
與ふハ實に何のゆゑぞや實に氣隨ある進物とせん乎又
實に借金の拂金とせん乎審判人たる者ハ此疑条を判断
する而已とれを判断しつゞ禮義ある進物とせを高利といふ
らば無理ある拂金とせを高利あり

外國よりせざる契約よその契約せる國土の法律よりその契
約と確實ありとせを假令ハ本國よりせざる契約と高利とせ
るともあれと本國よりせざる高利となすべしつゞ其の契約せ
る國土の法律よりせざる契約或高利ありとせざるの契約ハ全
無益とあるものなり本國よりせざる高利ありとせざるは
も此契約よりつゞ外國よりせざる訴訟起れば其の契約せる外國
の法律に従ひて其の契約ハ全く無益となす

第二節 損失ある危難加勢したる利益或見込んり
足額あり事

人ハ金錢品物等或貸主より損失ある危難或見込んり多分
利足と掛けるハ誠は貸主の方より其の道理あるなりとす
その危難と云ふハ貸主借主とも相方の危難より通例借
主一身の返済せざる危難と云ふよりいづゞ借主一身の危
難或見込んり多分は利足或のけれを慥とあれと高利と云

ふべきなり

貸主たる者ハ加勢一なる商業の利益取見込んで利足を
 けりよ為し又賣買世話人の口銭を見込んで利足をか
 きてより一又為替の割合取見込んで利足をけりよ
 けりよありありのきりば内國の貸附或外國の貸附一變
 して利足をめぐるも為替と同様なるべし然れども何事も
 高利の法律に従ひて取扱の高利なるや否や決定する
 ハ必要はまといてその取扱の外見よりお物の實眞の所
 志如何と見るべきなり故一人なり商業に使用ふ金錢取
 貸まふ此金錢と使用ふ人の仲間とあり其の利益を分配し

その損失をも引受ける約束なれば何程利足取るも高利
 ありけりばなり

故又一人なり商業仲間に入りその商業の為し金錢
 取出すよその金錢取使用ふものハ凡百の損失取引受け且
 その利益の配當としてその資本金主と拂ふ利足ハ定利よ
 り多分なれども高利ありけりば其の故も此契約ハ
 元來商業の加入して金錢の貸附よりけりば今一
 應その故を尋ねるよ此資本金主の甚だ大事あり危難を見
 込めり乃ち其の仲間の借金を盡く引受けべき者とあれ
 ばあり

銀行ハ常々その證券を貸付けその金額の利息を前収する
 の仕方より多分利益を得今理屈を以て之を論解せば甚
 が分明あり譬へをまさらうせつと國の銀行より十五年の
 りひび千圓を貸すよ十五年間の利息を前収するハ必定ま
 り一年百圓の付六圓の利息を定利とすればその割より十
 五年間千圓の利息は九百圓とゆる千圓よりついで九百圓
 前収せば借主の手より僅よ百圓を受取る而已而る十五年
 の後より千圓を返済せざるをゆるべし誠よ十五年間百
 圓の金錢を使用するよ其の利息九百圓を拂ふと同様あり然
 るよ十五年間百圓の定利を僅よ九十圓なりかくのごとく

銀行より利息を前収するハ甚が不道理なれども現今ハ風
 習より立ち法律より定まり然れども利息の前収ハ唯暫時
 通行せる商議證券に限るべし抑規則の立つる風習より據る
 風習ハ規則の外は作用とあり
 證券より銀行の外貸主たりて作り出せるものあり
 凡そ其の種類の三箇のれども總名は商議證券と云ふ先
 為替證券ありちりんの合衆國の商律書より耶蘇紀元千
 四百年代（今より五百年以前）の頃地中海の諸港より始めて流行
 るものありんと云へり商法浮世の風土よりて其の證券
 盛大に流行し賣買の品物とありせられ故よ其の篇より

て證券と賣らんとする人等の證券とをばりて賣買し得
 り又ハその券面の金額を人ニ貸したるものと作りしあれバ
 市場の價直次第何程貴く賣りてをえたるあり然れども之を
 賣らんとする人已れ自らその證券の作人又ハその作人
 の手代あれハ其の賣買ハ高利の貸附ニ相違なたるあり抑證
 券と最初ニ所持する人々其の作人ニ券面此金額を拂え
 んバ何れも之既ニ之を拂ひ後ニこそ他の賣品の如
 く之を賣買しとせたるなりさて此大義を會社その外利足と
 取りて證券と出せその等も同様たる處ニ證券の賣買
 世話人より賣りたるものも高利の貸附ニ属し一且それ

斯る證券ハその最初所持する人券面此金額を其の作人ニ
 拂ひ後ニ何れも之を賣買しとせたるなりさて此大義を會社
 通用するも此も何れも之
 然れども又ハ一箇の疑念あり證券を買ふ人その作
 人ニ何れも之を賣りたるものと以為へどもそれハ
 其人の了簡違ふ一之を賣りたるものと其の作人の手
 代あるものとあり其の時其作人ハ高利を取らざるものと成申
 訳あると其の道理ありや余の考へるにあれ其の道理あ
 りと以為ふその故ハ此作人の所志誠ニ高利を取らざる
 りなれば高利ある取扱し何れも之と云ふ道理あり一人の罪

つる所志ハ如何にせしむるとも罪ある他人に其の害を蒙らるる
あつと不贖なり

證券に利足なく唯その請負の禮金を取り去り其の證券を請
負ひられし已の姓名を裏書する人々その券面の金額を引
受べきあり其の取扱を余ハ高利ありと思ふは其の請負
人の所志誠ニ高利ある貸附を隠匿するはつとされハ尋常の
事にして何ぞ高利なりと云ふべけん哉其の請負人を亦
必定その券面の金額を引受くる所志あるを

第四節 合利

元金と其の利金とを
かけたる二重の利足

合利ハ高利と稱するはつとせしむるはつと一體箇様なるもの

つと後金錢を取扱ふたえなせし商議を元来高利なりと
らざれば合利とて高利の氣味なりとまはるる餘り甚しきと
となり然れども方今の風習もつと凡そ合利もつと金錢を取
扱ふ契約と行ひれざらむと其の契約も高利の契約
と事違ひ全く無益と稱するもつと後又つと過代を出さるる
ももつと但し其の元金并に其の定利を依舊確實あるも
はつと

然れども合利も事宜ふより法律役所并に公平役所より
至當ありとの兼領を得るはつとつとたつと人の信用を得る
を其所持を委任られたる人久き間金錢を請取りとせられ

勘定せざるものと爲り此入るかゝる無道理より己の利益とを
 かるも此なれば合利取立らざるも至當とあり而も
 又一人何れも合利取立約束し既にあれと拂ひなれば高
 利と事違ひ最早あつて取戻さざれば不誠あり毎年の季に利足
 取勘定せざるものと爲り約束せざるの利足ハ合利たるべし實義
 を以て年の季に利足取勘定せざるも法律上より合利取
 るものと爲り許可せり

附

合衆諸國高利法律の抜萃

左の法律も近代の布告中より出せるものあり然れども

不断稍々改正の誠は利足の制禁全く廢絶るよ

よりいかる屢々の改正も何れも必常あり

何れも諸國 定利率ハ八分 定利率ハ八分 定利率ハ八分 定利率ハ八分

高利へ取立べし 借主より 既にあれと拂ひなれば

その元金の中よりと引く金

何れも諸國 定利率ハ六分 貸主と借主と書上の契約

又も口上の契約も相方一致せられを何程の利足も

よるあり

かゝる何れも諸國 定利率ハ七分 貸主と借主と書契し

一致せられを何程の利足もよるあり

おん祿くらをゆと國 定利ハ六分 定利より多分は貪りたる
 貸主ハ其の取りたる利足を過代として出さば其の
 半分ハ其出訴人よ與へば半分をその官庫に納むるあり
 貸附金の税金よ其請負金として定利の餘分は金錢を取る
 の契約ハ確實ふして高利よのゆるば
 大治んが郡 定利を六分一割の利足も相方の一致する
 以上はありおれり 以上は取らばその利足を残らば過代
 として役入ぐ
 されりある國 定利を六分おれり 以上の利足を取れ
 ハ過代として其の貸附の全金額を取上げ其の半分ハ其出

訴人よ與へ其半分をその官庫に納む
 ふろりた國 定利を六分と定られども高利制禁乃法律を
 全く廢止れり
 せざるトや國 定利ハ七分おれり 以上の利足を取立べ
 うら高利ある契約よつゆと所持品取所持人きなどの
 名今ハ無益とある
 以上はわつと國 定利ハ六分貸主と借主と口上亦ハ書面
 以上は相方一致されを一割き分の利足をきぬりそれより
 以上の利足を取らば又ハ契約すれば唯其元金をとり取立る
 以上は得

以んぢりぬ國 定利ハ六分一割の利足も書面より一致に
ればらたあり又ハ利足後前収しとるをたありせれより以
上の利足ハ取立可ら償借主既之を拂ひしなれば元金返
済の分と見做べし

とわ國 定利ハ六分一割の利足も書面より一致すること
と得せれより以上の利足後契約するよりよりと貸主ハ
唯その元金を取立つのみせり一割の利足ハ過代とし
其の官庫に納べし

かんさす國 定利を七分一割二分までその利足も相方一致
するものと得せれより以上の利足後契約すればあつて過
代として役入既之と拂ひしなれば元金返済の分と
見做べし

けんちゆき以國 定利を六分せれより以上の利足も過代
として取上ぐ既しなれば拂ひしなれば元金返済はあつ
て得

る以しぬ國 定利ハ五分貸主と借主と相方一致すること
も八分を限としてせれより以上の利足ハ過代としり役入あ
し夫れより以上の利足も貸附たる商議證券後所持する
者ハ八分の利足を取立るものと得又借主ハ既し拂ひし高
利を取戻すものと得然れども十二ヶ月の中よりその趣と出

訴せしむるを以て之を以て

ま以ん國 定利を六分なれども損料も家蓄と借こと又
農夫仲間と流行せし損料借ふとて當用べし又海上
の契約船荷物の質取或も請負などの如きそのも當用べ
し定利より多分ある利足を取立べし既よあれを
拂ひなれを以て借主ハ一年の中よ之を貸出訴されば取
戻ることを得

より以らんと國 定利を六分高利なれば其の過分を過代
として役入ト
まはちゆせつと國 定利ハ六分貸主と借主と相方一致の

まとあれハ利足或も前利の割合ハ何許みくもとれあり若
しこも紙書面よ記せんハ何れも

みちがし國 定利ハ七分一割も其利足ハ相方書面よ
一致まると得それより以上の利足も相方一致す
るとも貸主ハ唯其は定利を取立つる而已

まはちがし國 定利ハ七分其れより以上も相方書面よ
て一致まるとも得但し一割二分より多分よても相方の
一致も無益とあり而して裁判を受けたる上の利足ハ六分
と定れり

みしつがし國 定利を六分一割も其の利足ハ相方書面

小至一致まらむと依得せられより以上なればそは過分と過代とて取上らむ

みやうり國 定利ハ六分一割まぎの利足ハ相方書面よ

と一致まらむと依得せられより以上みらむハ貸主ハ唯その元

金取立るのまぎの一割の利足ハ過代とてそは官庫よ

納むらむら相方書面よを契約せれば合利と取るまことを得

されども一ヶ年一度は過べからむ

祿ぶらまの國 定利を一割一割五分まぎの利足ハ相方一

致まらむと依得高利なることと露見せをその貸主ハ唯元金

と取立るのみ

祿をど國 定利ハ一割なれども相方書面よを一致まれば

何許みらむもと依得

ふらえんふらう國 定利ハ六分まぎれより以上の利足依

取る者ハ過代とてまぎの過分は三倍依出まらむ一然れども

高利と取りたることと其契約と無益よまらむらむ又農夫商

人の損料なれどもいん國と同様たるべし

ふらせらるる國 定利を七分まぎれより以上よいふらむハ

貸主ハ唯まぎ元金と取立る而已

ふらえんふら國 定利ハ七分まぎれより以上の利足を全く無

益あり借主既ハ高利と拂ひ一とて一ヶ年の中なればはれ

取戻すことを得貧者の監察人なれば三ヶ年以内中も
之を取戻すことを得

のるーかろりか國 定利ハ六分金錢の貸附ふ書契上は

致なれば八分は利足をも取立るあは取得高利の契約は

以りるハ分毫も利足を取立べし

おたぬれ國 定利ハ六分八分まの利足ハ相方書面ふ

一致まると取得夫より以上の利足も取立べし

おれおん國 定利を一割一ヶ月一分の利足ふも相方一

致まると取得それより多分は利足を取れば貸主も元

利金とて過代として出せし

べんあふをゆや國 定利ハ六分おれより以上は利足を取

立べし借主既よおれお拂ひしおれば六ヶ月の中も其

趣出訴せよおとを取戻すことを得

おふどのいらんど國 定利ハ六分相方一致の上おれば何

程高き利足ふもとらあり

おらしおの國 定利ハ七分おれより以上の利足ふても

相方一致おればとらあり

おれし國 定利ハ六分一割まの利足も書面ふもハ相

方一致まふと取得おれより以上の利足おればおの利足

と過代として取上ぐ借主既よ之を取拂ひしおれば之を取戻

まこと貸得債主も分毫も利足を得ざる而已あらずは其過
分なる利足の金額より一様なる罰金取立出まへ

てきはす國 定利ハ八分 一割二分もその利足みくも書面

少く相方一致せざるは貸得せられより以上の利足取取ハ貸

主ハ最早其利足取取立べり

べるもんと國 六分よりもよふんあ家利足ハ禁制より

せられより以上の利足を拂ひし者ハその過分を取戻すこと

と得然れどもあめ法律ハまの國と同様ふしを農夫商人

の損料よ及ぶをよとあ

せざるや國 定利ハ六分せられより以上の利足あれば其

契約ハ無益なり既よ拂ひし過分の利足を取戻すこと貸得

せよりしてその高利取取た家者ハ元金の全額二倍の罰金を

出まへ

うゑすとせりしめや國 高利の法律ハせざるや國と同

様あり

うゑすあんとせん國 定利も七分一割せざるの利足ハ相方一

致せざるは貸得せられより以上の利足をせざるの契約ハ無

益なり借主既よ高利を拂ひしあれば過分なる利足の金額

三倍取取戻すこと貸得

邦
聯
商
律
利
足
の
篇
終

南傳馬町二丁目

東京書肆

松本屋龜吉發兌

